

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。

本日の案件である日本・ウズベキスタン、日本・ペルーの両投資協定、日本・スペイン、日本・イタリアの両社会保障協定の四本の条約については、いずれも賛成であります。

まず、投資協定についてやりますが、今日、二国間の経済拡大を推進するための枠組みとして国際的に大きく広がっており、また、途上国の側も、全体として地位向上が図られて、自国の経済発展のために投資協定を積極的に望んできているという現実があると思います。

そこで、まず中曽根大臣、今回の投資協定の相手国であるペルーとウズベキスタンですが、いずれもいわゆる資源産出国であります。外務省の「二国間投資協定の戦略的活用について」と昨年六月に出されたものを見ますと、「当面は中東、アフリカ、中南米、中央アジア等の資源産出国や地域の拠点国への我が国企業の投資について、保護及び自由化をBIT、その他の手段を組み合わせ、積極的に支援していくことが必要」となると指摘をしております。こういう中で、今日、ペルーやウズベキスタンのような資源産出国との協定を締結することについて、大臣はどのような位置づけて、意義があるというふうに認識されているのでしょうか。伺いたいと思います。

◆中曽根国務大臣

ペルーは、鉱物・エネルギー資源が非常に豊富なわけですが、そういう意味で、我が国投資家の一層の進出が見込まれておるところでございますが、そのペルーの資源には、アメリカやカナダや、またEUや中国、さらに韓国など各国も高い関心を有してございまして、ペルーとの間で法的枠組み構築を推進しながら大型の投資を実施していると承知しております。我が国といたしましても、他国に劣後することなく、必要な資源を確保する、そういう観点から、ペルーとの速やかな投資協定の締結、これが必要となっておるところでございます。

また、ウズベキスタンは、中央アジア地域最大の人口を有してございまして経済活動の中心地国としても重要でありまして、我が国企業の進出意欲がこれまた高い国でございます。さらに、御承知のとおりウランなどの鉱物資源が豊富でありまして、これは資源外交上、我が国にとってもまた重要な国であります。

そういう両国との投資の協定というのは、投資の自由化、それから投資家の権利の保護、また投資環境整備のための法的枠組みを提供する、そういうことによりまして、投資に当たっての予見可能性や、それから法的な安定性を高めることになるわけでありまして、資源分野を初めとするこれらの国々への投資が一層促進されるということが期待されてくるところでございます。

○笠井委員

二〇〇七年の九月に国連総会で、先住民族の権利に関する国際連合宣言というのが採択をされて、我が国も賛成をしております。また、ペルーも賛成国であります。この宣言の焦点の一つは、自決権及び土地、資源に対する先住民族の権利を定めた条項でありまして、さらに、先住民族の領域での資源開発に関して、自由でかつ情報に基づく事前の合意が必須条件という規定があります。

近年、ペルーでは、アマゾン熱帯雨林での採鉱、石油採掘、森林伐採などの規制緩和をめぐる先住民と政府の間で大規模な衝突が発生をして、北部のバグアでは先住民と治安部隊との衝突で多数の犠牲者が出ている。OAS、米州機構は、去る六月八日に相互に対して過剰な武力行使を回避するように声明を出して、十日にはペルー議会がアマゾン開発規制緩和に関する法律を凍結したとも伝えられております。

そこで伺いますが、我が国は、この国連の宣言を踏まえてどう対応しているのか。協定に基づいて投資活動を促進していくに当たっても、当然先住民族の権利を保障していくことが必要だと思うんですが、その辺についての政府の見解を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

◆伊藤副大臣

二〇〇七年九月に国連総会において採択された先住民族の権利に関する国際連合宣言は、先住民族が集団または個人として有する権利及び自由について述べるとともに、それらを確保するための各国がとるべき措置等が記されているわけでございます。

そこで、今回の日・ペルー投資協定では、ペルーは、附属書2において、先住民族等への権利の付与等に関する留保を行っております。投資協定と本件国連宣言は直接関連づけられるものではありませんが、ペルー政府が先住民に関連して投資を制限する措置をとることは協定上許容されており、我が国からの投資はそのような措置の範囲内で行われるということになります。

○笠井委員

今日、世界でも有数の鉱物資源輸入国である我が国を含めて世界の各国が、中央アジアや中南米、アフリカなどの資源産出国の各種の資源獲得に向けて今猛烈に働きかけて、資源獲得、権益を競っている状況があります。

ペルーは、参入してきたアメリカなど外国資本が乱暴に鉱山開発を積み重ねてきた、そういう典型的な国の一つであります。鉱山争議が各地で拡大をし、大気汚染、水質汚染、酸性水、廃滓ダムからの排出汚染など、深刻な環境汚染問題がかかわっております。日本企業も、三井金属鉱業、三井物産によるワンサラ鉱山やパルカ鉱山、三菱商事によるアンタミナ鉱山、住友金属鉱山によるセロ・ベルデ銅鉱山への資本参加など、決してこういう問題と無縁とは言えないと思います。過去にはワンサラ鉱山からの廃水が周辺河川に流されているなどの実態が現地で問題になったこともありました。

そこで伺いますが、政府は、今回ペルーと投資協定を締結するに当たって、いわゆる鉱害問題について、ペルー政府との間で現況について、あるいは改善、是正の問題について、どのような協議を行ったのかどうか、今後どのような協議や取り組みをしていくのかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

◆平松政府参考人

お答えいたします。委員御指摘のとおり、ペルーにおける鉱害問題は非常に深刻なものがございます。二〇〇八年三月に、そういうこともございまして、ペルーとの間で、両国の首脳間で署名した環境・気候変動問題に関する協力の一層の強化に関する共同宣言というものがございます。それを踏まえまして、鉱害対策を含む環境分野での協力を積極的に進めてきておるわけでございます。当然、今回の投資協定の過程でもこういった話は随分いたしました。

具体的な協力といたしましては、ペルーにおける森林保全とか、あるいは廃棄物処理にかかわる協力のほか、廃鉱の汚染防止対策に関する制度強化の支援、これは技術協力でございますけれども、行っております。

また、昨年新たに設置されたペルー環境省というのがございまして、その能力強化のために政策アドバイザーを派遣するというのも決めました。さらに、先月には、我が国の招待によりまして、ペルーから環境大臣が訪日いたしまして、その際にも鉱害の問題、気候変動、生物多様性、森林保全等さまざまな問題につきまして我が国関係者と協議を行ったということでございまして、日・ペルー間で環境分野の協力はここ数年非常に進んでいるというふうに言えると思えます。

○笠井委員

日本とペルーの投資協定では、我が国の二国間投資協定では初めてと承知しておりますけれど

も、合同委員会の下部組織として投資環境改善小委員会を設置するとして、いわば今回の協定の目玉の一つというふうにされております。両国間の投資環境の改善が目的だというふうに私も理解をしておりますが、そういう中で、例えば、先方が持ち出せば、今答弁もありました鉱害問題の改善、是正の上でも、この小委員会というのは機能し得るのではないかというふうにも思います。

そこで伺いますが、この小委員会の運営あるいは議題、情報交換や討議の内容、その結果などが、せっかくつくったんですから、広く公開されるなり、透明性が確保されるということが必要じゃないかと思うんですが、この点についてはどのように考えているのでしょうか。

◆平松政府参考人

委員御指摘のとおり、投資環境改善小委員会というのは今回初めてつくられたものでございまして、今回の投資協定における非常に重要なパートだというふうに思っております。

これは、投資の保護、自由化の促進という目的を効果的に達成するために、協定に関する、これは投資の環境分野でございますけれども、に関する事項について情報を交換し、討議するという役割を担っているわけでございます。当然、その中では、今委員の御指摘のとおり、鉱害の問題等についても議論をしていく場になると思います。

そもそもこの委員会は、政府のみならず、民間関係者も当然入りますので、そういう意味で、官民挙げて透明性のある形で議論が行われるということは間違いなくと思いますし、その結果につきましてもできるだけ多くの人に知ってもらえるような工夫が必要だというふうに認識しております。

(中略)

○笠井委員

まさに日本の役割は大事だと思うんですが、ただ、その際に、日本も、ではアメリカの核の傘にと依存しながら核抑止ということになりますと、これは本当に、相手に対しても迫っていく上でも、効果的なのか有効な説得力を持ち得ないというふうに思いますので、まさに被爆国は、本当にその点で文字どおり核兵器廃絶ということで、国際交渉をそのために、条約のためにやろうじゃないかということ先頭を切ってやるべきだと、改めて今の事態の中でも強調しておきたいと思います。

最後に、社会保障協定について戻りまして若干伺っておきたいと思うんですが、日本とスペイン、日本・イタリアの両社会保障協定に関連してですが、先ほど来ありましたが、我が国の社会保障協定の署名状況を見ますと、今日のイタリア、スペインを含めて十二カ国ということになると承知しておりますが、これは欧米諸国に比べて大きく立ちおけているということが当委員会でもたびたび指摘をされてきました。なぜ立ちおけているのかについて、政府は、我が国が社会保障協定を各国と締結を始めたのが平成十二年のドイツとの締結が始まりだからという説明、私も何度か聞きました。もう九年もたっていますが、その結果がまだ十二カ国という到達点であります。

そこで、改めて確認しますが、政府が社会保障協定の交渉を進めていく際に、その対象国についてどのようなことを基準あるいは考慮事項として検討しているのか。そして、これまでそうだったけれども、さらに促進する上では、それは改めてこの辺はこうする必要はあるのかなというようなことがあれば、あわせて伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

◆北野政府参考人

お答え申し上げます。

社会保障協定につきましては、二重加入の問題、それから掛け捨ての問題を解消することを通じまして、相手国との人的交流それから経済交流を進めるということで、非常に意義のあるものであるというふうに考えております。

我が国はこれまで、相手国の社会保険制度における社会保険料の負担の規模、それから在留邦人及び進出日系企業の状況、それから経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどの諸点を総合的に考慮した上で、優先度の高いところから順次進めているというところがございますけれども、先ほど来御説明させていただいているところですが、現在、アイルランドとの政府間交渉、それから、スイス、スウェーデン、ハンガリー、ルクセンブルク、ブラジルとの当局間協議などを進めておりまして、オーストリアともこれを進めるということの方針でございます、積極的に進めていきたいと考えております。

○笠井委員

九年間かかって十二ということですが、基準は基本的に同じことで、もちろんその基準というのは大事な点だと思うんですが、さらに加速させるというような意味で、加味するようなこと、あるいは特別に手だてをとっていかうというようなことについては、考えはないのでしょうか。

◆北野政府参考人

お答え申し上げます。

私どもといたしましても、先ほど御説明させていただきましたように、この作業を加速してどんどん進めていきたいというふうに考えておりますけれども、実際に作業を進めるに当たりましては、各国の社会保障制度というのが、それぞれ社会政策、どのような考え方で進めていくのかということも各国それぞれ考え方がございまして、社会保障制度のそれぞれの違いというものがございまして。

また、それが実際にどのような形で適用されているのか、日本からどういう方が行っておられて、相手国からどういうふうな方が来られているのかなどの事情を見きわめるということも必要でございますけれども、そのような事情の中、我々としては精いっぱい一生懸命やっていきたいと思っております。

○笠井委員

昨年の当委員会で、我が国の企業等から一時的に派遣される邦人等が多いアジア諸国との社会保障協定締結が少ないということについて質問いたしました。

そのときに、政府の答弁というのは、今説明があったことも関連があると思うんですが、アジアの国の中では、社会保障協定の締結の前提となる社会保障制度が十分に発達していない国が多いということでありましたが、同時に、その質問の中で当時の高村外務大臣は、いや、そうはいいっても、「アジアだからやらないとかそういうことではなくて、考えていきたい」ということもあわせて言われました。

そこで、伺いますけれども、現在、アジアの中で我が国と社会保障協定を結んでいる国というのは、改めて確認ですが、どこか。それから、交渉中あるいは検討中の国というのはそれ以外にどこの国あるいはどういうところがあるのか、言える範囲で伺いたいと思います。

◆北野政府参考人

お答え申し上げます。

現在、我が国が社会保障協定を既に締結している国としては韓国がございまして。そのほか、今後の取り組みということで申し上げますれば、フィリピンから社会保障協定を締結しようじゃないかということの申し出がございまして、日・フィリピン間での首脳レベルの討議というものが踏まえて、今後、私どもとして対応ぶりを検討していきたいというふうに考えているところでござ

ざいます。

○笠井委員

そうしますと、それ以外のところについて言うと、先ほど五つ言われたような基準というク
ライテリアの問題、社会保障制度の問題などを含めて、相手国との関係も見て、なかなか、手の
届くところというか、それぐらいの期間には難しいなど。さらに、相手国の関係あるいは制度の
確立状況とかも含めて、しばらく様子を見ないと、なかなかその先は、アジアとの関係でいうと
まだちょっと距離があるなどということなんでしょうか。その辺の、実務的に、現場でのというか
実際の状況について伺いたいんですが、どうでしょうか。

◆北野政府参考人

お答え申し上げます。

ややこれまでの答弁と重なる点もあろうかと思えますけれども、やはり各国の社会保障制度の
状況をきちっとよく見ていくということが大事であるというふうに考えておきまして、その中
で公的な年金制度がどのような制度になっているか、その中で年金加入の義務が生じているか、
また、制度は制度として、実際にそれがどのように実施をされているかというふうなところを踏
まえながらやっていくということからしますと、今の先生の御質問との関連でいいますれば、ま
だ少し時間がかかっていくかな、そのような実感はございます。

○笠井委員

最後に、大臣、今のことも含めてですが、人的交流がますます盛んになるアジア諸国との社会
保障協定の必要性、あるいは、いずれにしても、それも含めて、世界各国との間の社会保障協定
について先進国の中で我が国が立ちおけているのは事実だと思うんです。

そういう点でいうと、政府自身が積極的な、より積極的な施策をもって対処していくという必
要があると思うんですけれども、その点についての政府としてのこれからの決意といいますか、
方針というか方向についての答弁をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

◆伊藤副大臣

確かに、アジアの諸国については、一般的に、協定の締結の前提となる社会保障制度の整備が
必ずしも十分じゃないという国が比較的多いという事情があります。今報告がありましたように、
ちなみに、韓国を除いて、欧米諸国との間で社会保障協定を締結している国は、日本だけでなく
て、多くないとも承知しております。

しかしながら、委員御指摘のように、今後は、これらの諸国の社会保障制度の成熟度や我が国
のニーズを見きわめて、引き続き検討したい。そしてまた、先ほどの答弁で私も申し上げたとお
り、必要であれば、社会保障部分について日本が協力できる部分があればしていきたい、そのよ
うな考えでございます。

○笠井委員

今、基本的な話があったんですが、大臣御自身も何か一言その点に関連しておありになれば伺
いたいと思いますが、いかがでしょうか。

◆中曽根国務大臣

今副大臣から御答弁申し上げましたけれども、各国のそういう社会保障制度の状況とかあるい
はニーズ、そういうものを総合的に見きわめをしながら検討していきたい、そういうふうに思っ
ています。

○笠井委員

これは極めて大事な問題ですので、政府としても積極的な対応ということで進めてもらいたい
と思います。

以上で質問を終わります。